

特別養護老人ホームしょうぶ苑 料金表 (1割負担)

令和8年3月1日現在

単位:円

《多床室》

要介護度	1日あたり						1月あたり	所得段階区分	1日あたり			月額 (30日)
	サービス費	個別機能訓練加算(I)	サービス提供体制強化加算(II)	看護体制加算(I)口	看護体制加算(II)口	介護職員等処遇改善加算(I)	生活機能向上連携加算(II)		食費	居住費	日額合計	
要介護1	589	12	18	4	8	89	100	第1段階	300	0	1,020	30,694
								第2段階	390	430	1,540	46,294
								第3段階①	650	430	1,800	54,094
								第3段階②	1,360	430	2,510	75,394
								第4段階以上	1,445	915	3,080	92,494
要介護2	659	12	18	4	8	99	100	第1段階	300	0	1,100	33,088
								第2段階	390	430	1,620	48,688
								第3段階①	650	430	1,880	56,488
								第3段階②	1,360	430	2,590	77,788
								第4段階以上	1,445	915	3,160	94,888
要介護3	732	12	18	4	8	109	100	第1段階	300	0	1,183	35,585
								第2段階	390	430	1,703	51,185
								第3段階①	650	430	1,963	58,985
								第3段階②	1,360	430	2,673	80,285
								第4段階以上	1,445	915	3,243	97,385
要介護4	802	12	18	4	8	119	100	第1段階	300	0	1,263	37,979
								第2段階	390	430	1,783	53,579
								第3段階①	650	430	2,043	61,379
								第3段階②	1,360	430	2,753	82,679
								第4段階以上	1,445	915	3,323	99,779
要介護5	871	12	18	4	8	128	100	第1段階	300	0	1,341	40,339
								第2段階	390	430	1,861	55,939
								第3段階①	650	430	2,121	63,739
								第3段階②	1,360	430	2,831	85,039
								第4段階以上	1,445	915	3,401	102,139

※介護職員等処遇改善加算 計算式 サービス費総額【単価】×利用日数×140/1,000=介護職員等処遇改善加算【単位】(小数点以下四捨五入)

(例)要介護3 { (732 + 12 + 18 + 4 + 8) × 30日 + 100 } × 140/1,000 = 3264.8

なお、利用日数により介護職員等処遇改善加算の単位は変動します。

※所得段階区分とは、介護保険料における区分のことです。

※医師の食事箋に基づく腎臓病食や糖尿病食などの提供を行った場合は、サービス費に1回につき6円加算されます。(1日に3回を限度とする)

※入所から30日間に限り、サービス費に30円加算されます。 ※退所時情報提供加算250円(1回のみ)

※看取り介護を行った場合は、死亡日以前31日以上45日以下については、1日につき72円、死亡日以前4日以上30日以下については、1日につき144円、死亡日前日及び前々日については1日につき680円、死亡日については1,280円加算されます。

※入所期間中に入院または自宅に外泊した期間の取り扱いについては、介護保険給付の取り扱いに応じた金額になります。

※預金管理料として1日70円を徴収します。

※テレビ等の個人用の電気製品を使用の場合、下記に定めた金額を徴収します。

なお、下記項目以外の場合は、応相談とさせていただきます。

	項目	単価
電気代	コタツ	120円/1日
	テレビ	80円/1日
	電気毛布・加湿器・除湿器	40円/1日
	パソコン・携帯電話・タブレット	30円/1日
	電気あんか	10円/1日

《利用料の負担軽減について》

- ①所得段階区分に応じて食費および居住費に上限額が設けられます(一覧表の通り)。
- ②所得が低く、かつ一定要件を満たす方には社会福祉法人の実施する減額制度が適用になります。
- ③利用料の半額が医療費控除の対象となります。

特別養護老人ホームしょうぶ苑 料金表 (2割負担)

令和8年3月1日現在

単位:円

《多床室》

要介護度	1日あたり						1月あたり	所得段階区分	1日あたり			月額 (30日)
	サービス費	個別機能訓練加算(I)	サービス提供体制強化加算(II)	看護体制加算(I)口	看護体制加算(II)口	介護職員等処遇改善加算(I)	生活機能向上連携加算(II)		食費	居住費	日額合計	
要介護1	1,178	24	36	8	16	178	200	第1段階	300	0	1,740	52,388
								第2段階	390	430	2,260	67,988
								第3段階①	650	430	2,520	75,788
								第3段階②	1,360	430	3,230	97,088
								第4段階以上	1,445	915	3,800	114,188
要介護2	1,318	24	36	8	16	197	200	第1段階	300	0	1,899	57,176
								第2段階	390	430	2,419	72,776
								第3段階①	650	430	2,679	80,576
								第3段階②	1,360	430	3,389	101,876
								第4段階以上	1,445	915	3,959	118,976
要介護3	1,464	24	36	8	16	218	200	第1段階	300	0	2,066	62,170
								第2段階	390	430	2,586	77,770
								第3段階①	650	430	2,846	85,570
								第3段階②	1,360	430	3,556	106,870
								第4段階以上	1,445	915	4,126	123,970
要介護4	1,604	24	36	8	16	237	200	第1段階	300	0	2,225	66,958
								第2段階	390	430	2,745	82,558
								第3段階①	650	430	3,005	90,358
								第3段階②	1,360	430	3,715	111,658
								第4段階以上	1,445	915	4,285	128,758
要介護5	1,742	24	36	8	16	257	200	第1段階	300	0	2,383	71,677
								第2段階	390	430	2,903	87,277
								第3段階①	650	430	3,163	95,077
								第3段階②	1,360	430	3,873	116,377
								第4段階以上	1,445	915	4,443	133,477

※介護職員等処遇改善加算 計算式 サービス費総額【単価】×利用日数×140/1,000＝介護職員等処遇改善加算【単位】(小数点以下四捨五入)

(例)要介護3 { (1,464 + 24 + 36 + 8 + 16) × 30日 + 200 } × 140/1,000 = 6,529.6

なお、利用日数により介護職員等処遇改善加算の単位は変動します。

※所得段階区分とは、介護保険料における区分のことです。

※医師の食事箋に基づく腎臓病食や糖尿病食などの提供を行った場合は、サービス費に1回につき12円加算されます。(1日に3回を限度とする)

※入所から30日間に限り、サービス費に60円加算されます。 ※退所時情報提供加算500円(1回のみ)

※看取り介護を行った場合は、死亡日以前31日以上45日以下については、1日につき144円、死亡日以前4日以上30日以下については、1日につき288円、死亡日前日及び前々日については1日につき1,360円、死亡日については2,560円加算されます。

※入所期間中に入院または自宅に外泊した期間の取り扱いについては、介護保険給付の取り扱いに応じた金額になります。

※預金管理料として1日70円を徴収します。

※テレビ等の個人用の電気製品を使用の場合、下記に定めた金額を徴収します。

なお、下記項目以外の場合は、応相談とさせていただきます。

	項目	単価
電気代	コタツ	120円/1日
	テレビ	80円/1日
	電気毛布・加湿器・除湿器	40円/1日
	パソコン・携帯電話・タブレット	30円/1日
	電気あんか	10円/1日

《利用料の負担軽減について》

- ①所得段階区分に応じて食費および居住費に上限額が設けられます(一覧表の通り)。
- ②所得が低く、かつ一定要件を満たす方には社会福祉法人の実施する減額制度が適用になります。
- ③利用料の半額が医療費控除の対象となります。

特別養護老人ホームしょうぶ苑 料金表 (3割負担)

令和8年3月1日現在

単位:円

《多床室》

要介護度	1日あたり						1月あたり	所得段階区分	1日あたり			月額 (30日)
	サービス費	個別機能訓練加算(I)	サービス提供体制強化加算(II)	看護体制加算(I)口	看護体制加算(II)口	介護職員等処遇改善加算(I)	生活機能向上連携加算(II)		食費	居住費	日額合計	
要介護1	1,767	36	54	12	24	266	300	第1段階	300	0	2,459	74,083
								第2段階	390	430	2,979	89,683
								第3段階①	650	430	3,239	97,483
								第3段階②	1,360	430	3,949	118,783
								第4段階以上	1,445	915	4,519	135,883
要介護2	1,977	36	54	12	24	296	300	第1段階	300	0	2,699	81,265
								第2段階	390	430	3,219	96,865
								第3段階①	650	430	3,479	104,665
								第3段階②	1,360	430	4,189	125,965
								第4段階以上	1,445	915	4,759	143,065
要介護3	2,196	36	54	12	24	326	300	第1段階	300	0	2,948	88,754
								第2段階	390	430	3,468	104,354
								第3段階①	650	430	3,728	112,154
								第3段階②	1,360	430	4,438	133,454
								第4段階以上	1,445	915	5,008	150,554
要介護4	2,406	36	54	12	24	356	300	第1段階	300	0	3,188	95,936
								第2段階	390	430	3,708	111,536
								第3段階①	650	430	3,968	119,336
								第3段階②	1,360	430	4,678	140,636
								第4段階以上	1,445	915	5,248	157,736
要介護5	2,613	36	54	12	24	385	300	第1段階	300	0	3,424	103,016
								第2段階	390	430	3,944	118,616
								第3段階①	650	430	4,204	126,416
								第3段階②	1,360	430	4,914	147,716
								第4段階以上	1,445	915	5,484	164,816

※介護職員等処遇改善加算 計算式 サービス費総額【単価】×利用日数×140/1,000=介護職員等処遇改善加算【単位】(小数点以下四捨五入)

(例)要介護3 { (2,196 + 36 + 54 + 12 + 24) × 30日 + 300 } × 140/1,000 = 9,794.4

なお、利用日数により介護職員等処遇改善加算の単位は変動します。

※所得段階区分とは、介護保険料における区分のことです。

※医師の食事箋に基づく腎臓病食や糖尿病食などの提供を行った場合は、サービス費に1回につき18円加算されます。(1日に3回を限度とする)

※入所から30日間に限り、サービス費に90円加算されます。 ※退所時情報提供加算750円(1回のみ)

※看取り介護を行った場合は、死亡日以前31日以上45日以下については、1日につき216円、死亡日以前4日以上30日以下については、1日につき432円、死亡日前日及び前々日については1日につき2,040円、死亡日については3,840円加算されます。

※入所期間中に入院または自宅に外泊した期間の取り扱いについては、介護保険給付の取り扱いに応じた金額になります。

※預金管理料として1日70円を徴収します。

※テレビ等の個人用の電気製品を使用の場合、下記に定めた金額を徴収します。

なお、下記項目以外の場合は、応相談とさせていただきます。

	項目	単価
電気代	コタツ	120円/1日
	テレビ	80円/1日
	電気毛布・加湿器・除湿器	40円/1日
	パソコン・携帯電話・タブレット	30円/1日
	電気あんか	10円/1日

《利用料の負担軽減について》

- ①所得段階区分に応じて食費および居住費に上限額が設けられます(一覧表の通り)。
- ②所得が低く、かつ一定要件を満たす方には社会福祉法人の実施する減額制度が適用になります。
- ③利用料の半額が医療費控除の対象となります。